

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する
第三者意見を公表します。

長野県

信州 サステナビリティ・リンク・ローン(脱炭素型) 活用促進制度 (県内金融機関が県内企業に実施する サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク)

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則に適合する。

評価対象

信州サステナビリティ・リンク・ローン(脱炭素型)活用促進制度
(県内金融機関が県内企業に実施する
サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク)

要約

本第三者意見は、長野県が策定する「県内金融機関が県内企業に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク」(本フレームワーク) に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹、及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」² (総称して「SLLP 等」) への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所 (JCR) は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、長野県の政策・方針、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター (KPI)、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPT)、特性、レポーティング、検証について確認を行った。

長野県は、日本列島の中央部に位置し海に面していない内陸県である。長野県は、東西約 120km、南北約 210km、総面積 13,562km² の広さであり、日本国内で第 4 位の総面積を誇る。長野県は、立地条件の良さ (良質・廉価な労働力、豊かな水資源、乾燥した空気) 等から、過去の歴史的にカメラ、腕時計、オルゴール等の精密機械工業、電気・一般・輸送用機械関連の企業が発展・定着してきた経緯がある。特に昭和 40 年代後半の第一次石油危機以降、「軽薄短小型産業」が日本全国で急成長を示す過程で、長野県の電気・精密機械工業も飛躍的な発展を遂げ、機械工業先進県として注目を集めるようになった。とりわけ、時計、カメラ等の精密加工技術、電子技術を融合・発展させた分野、すな

¹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA), “Sustainability-Linked Loan Principles 2025” <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

わちプリンター、パソコン等の情報機器分野への進出が活発化した。現在は、内陸という立地上の特性から、陸路輸送の負担が少ない軽薄短小の部品製造が盛んで、省エネルギー化や情報通信機器等の小型・軽量・モバイル化、高機能化に貢献する部品産業の集積地になっている。2021年度の県内総生産（名目）は8兆6,243億円であり、そのなかで製造業が2兆6,460億円と全体の30%を占める。

近年の地球温暖化の進行により、長野県では気温の上昇が顕著となっており、長野市の年平均気温は過去100年間で約1.3℃上昇している。2019年10月に県内各地に甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」を受け、長野県は2019年12月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を発出し、「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」（2050ゼロカーボン）を決意した。その後、2021年6月には「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2030年度までに2010年度比で森林吸収量を考慮した温室効果ガス（GHG）正味排出量を60%削減し、2050ゼロカーボンを実現することを長期目標として掲げた。また、2023年11月には、目標達成に向けたシナリオとして、施策効果の高い「重点施策」などを示した「長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ」も策定している。

長野県は、県内企業・事業者の脱炭素化を推進するため、省エネ診断や省エネ診断促進事業補助金等による使用エネルギー及び排出量の可視化支援など、事業者のニーズに応じた支援を実施してきた。他方、中小規模排出事業者³の背中を後押しするような更なる施策が必要であり、その手段の一つとして、本フレームワークの策定に至った。

長野県は、本フレームワークで以下のKPI及びSPTを設定している。

KPI	長野県内に所在する事業所における事業活動から排出される温室効果ガス排出量の削減
SPT	① 長野県地球温暖化対策条例第12条第4項の規定による事業活動温暖化対策計画を提出すること。但し、長野県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1項に規定する特定期間にかかわらず、事業活動温暖化対策計画書制度において初めて当該計画書を提出した場合に限る。 ② 温室効果ガス排出量の削減率が年平均5%以上を達成すること。

長野県は、2050ゼロカーボン達成のために、県内のGHG排出量の約4割を占める産業・業務部門における脱炭素化は極めて重要と考えている。一方、中小企業の多くは、脱炭素やカーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも、具体的な方策を検討するまでには至っていない。GHG排出量を把握できている中小企業はわずか7.8%との調査結果もあり、中小企業にとってGHG排出量の算定、及びそれに伴う具体的な方策や目標の検討が喫緊の課題となっている。以上より、長野県内の中小企業にとって本KPIは戦略的意義がある。

なお、パリ協定において求められる水準と整合した科学的なGHG排出削減目標として、SBT（Science Based Targets）が国際的に認知されている。SBTにおいて、大企業はScope1,2の削減目標（年率4.2%以上）、Scope3の削減目標（年率2.5%以上）の両方の設定が求められている。一方、中

³ 長野県地球温暖化対策条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」の提出義務のない事業者（中小規模排出事業者のうち、多くを中小企業が占める）

小企業は削減対象範囲を Scope1,2 のみとするといった緩和措置がなされている。本 KPI は、中小規模事業者の Scope1,2 を対象とし、サプライチェーンの上流・下流 (Scope3) を対象としないが、SBT 等の要件を鑑み、有意義である。

SPT①と SPT②それぞれについて、過年度実績との比較、ベンチマーク（科学的根拠・日本政府の目標）との比較、他社の取組状況との比較を実施した結果、相対的に高く、野心的である。

本フレームワークに基づく借入金の特性として、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなることを確認した。また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。以上等により、本フレームワークで定められた借入金の特性について、各原則等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、長野県に対して KPI の年次実績等について「事業活動温暖化対策実施報告書」に記載したうえで報告を行う。長野県は当該報告を受理する際に、長野県における事業活動温暖化対策計画書制度支援等業務を所管する機関を選定し、当該機関が SLL から独立した第三者として KPI の実績のチェックを行う予定である。借入人から長野県へ報告される KPI の年次実績について、当該機関によるチェックが完了したのち、長野県より貸付人に対し「当該機関の確認・チェックが完了したことがわかる資料」が提出される。あわせて、KPI の年次実績について長野県のホームページ等で公表される。以上より、本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は KPI の実績等について貸付人である金融機関に対しレポートを年 1 回実施する取り決めとなっていること、借入人の KPI の実績について第三者機関による検証が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、長野県が策定する「県内金融機関が県内企業に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク」（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、長野県が 2025 年 7 月に策定する本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 長野県の特性、及び政策・方針
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特性
5. レポーティング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

III. SLLP 等への適合性について

1. 長野県の特性、及び政策・方針

(1) 長野県の地理的特性

長野県は、日本列島の中央部に位置し海に面していない内陸県である。長野県は、東西約 120km、南北約 210km、総面積 13,562km² の広さであり、日本国内で第 4 位の総面積を誇る。長野県は標高の高い山々に囲まれており、標高 1,000m 以上の山地が県全体の面積の 5 割超を占めている⁴。県内は、北信・中信・南信・東信の 4 地域に区分される。

北部（北信地方）には長野盆地（善光寺平）や飯山盆地が広がっており、これらの盆地は千曲川（信濃川）流域に位置し、周囲を三国山地や妙高火山群（飯綱・黒姫・妙高・斑尾火山）などの山々に囲まれている。標高 2,000m 級の山地が連なり、地形の起伏が大きい地域である。

中部（中信地方）には松本盆地（松本平）が位置しており、県中央部には美ヶ原や霧ヶ峰など標高 2,000m 前後の高原地帯が広がっている。西側には飛騨山脈（北アルプス）がそびえ、槍ヶ岳や穂高岳などの 3,000m 級の山々が連なっている。

南部（南信地方）には伊那盆地（伊那谷）や諏訪盆地が広がり、周囲を木曽山脈（中央アルプス）や赤石山脈（南アルプス）に囲まれている。赤石山脈には赤石岳、聖岳、塩見岳などの高峰が連なり、標高差の大きい山岳地形が展開している。天竜川が南北に流れ、盆地と山地の境界を形づくっている。

東部（東信地方）には、佐久盆地（佐久平）や上田盆地が広がり、八ヶ岳連峰や浅間山などの火山が点在している。浅間山は活火山として知られ、周辺には火山性の地形が広がっている。また、関東山地が南東部に広がり、標高 2,000m を超える山々が連なっている。千曲川が地域を貫流し、盆地と山地の地形を構成している。



図表 1：長野県の地図⁵

⁴ 気象庁資料 <https://www.jma-net.go.jp/tokyo/shosai/chiiki/kikouhenka/html/kantokoushin/nagano/nagano.pdf>

⁵ 長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shinshu-manabi.html>

長野県内の山々、農地、草原、森林、川は、県民の生活や文化の基盤として大切にされており、自然と共にある暮らしの中で、地域ごとに特色ある文化が育まれてきている。たとえば、善光寺を中心とした祈りの場や、山を神聖な存在として敬う風習、季節の変化に合わせて行われる農作業の行事などが長い年月をかけて受け継がれており、これらは自然への感謝や畏敬の念を表す文化として今も地域に息づいている。現在においても、こうした文化的背景は地域の産業や観光、教育など多方面に影響を与えている。伝統工芸や郷土料理、地域の祭りや年中行事などは、地域の魅力として内外に発信されている。

(2) 長野県の産業・経済

長野県は、戦前、製糸王国として知られ、最盛期には日本の生糸生産量の約3割を占めた。その後、第二次世界大戦に至り、製糸業は急速に衰退したが、この間、航空機部品、光学機器、通信機、バルブ等の工場が相次いで疎開してきた。戦後、疎開工場の大部分は引揚げ・解散したが、これら工場の残した技術が地元根づいたうえ、元来の立地条件の良さ（良質・廉価な労働力、豊かな水資源、乾燥した空気）が認識され、諏訪・岡谷地区を中心にカメラ、腕時計、オルゴール等の精密機械工業が発達したほか、県内各地に電気・一般・輸送用機械関連の企業が定着した。昭和40年代後半の第一次石油危機以降、「重厚長大産業」に代わり「軽薄短小型産業」が日本全国で急成長を示す過程で、長野県の電気・精密機械工業も飛躍的な発展を遂げ、機械工業先進県として注目を集めるようになった。とりわけ、時計、カメラ等の精密加工技術、電子技術を融合・発展させた分野、すなわちプリンター、パソコン等の情報機器分野への進出が活発化した⁶。

現在は、内陸という立地上の特性から、陸路輸送の負担が少ない軽薄短小の部品製造が盛んで、省エネルギー化や情報通信機器等の小型・軽量・モバイル化、高機能化に貢献する部品産業の集積地になっている。2021年度の県内総生産（名目）は8兆6,243億円であり、そのなかで製造業が2兆6,460億円と全体の30%を占める⁷。

観光産業としては、豊かな自然を有する山岳高原リゾート地や温泉地に加え、全国から参拝客が訪れる善光寺や諏訪大社、御嶽山などにおいて古くから多くの観光客等で賑わい発展しており、近年ではスノーリゾート地としての評価の高まりにより、海外から多くの外国人が訪れている。長野県の農林水産業は、変化に富んだ自然条件や三大都市圏に近い立地条件を活かし、園芸作物、米、きのこ類など多彩な生産がおこなわれている。特に、野菜、果樹、花き等の園芸作物の生産量は日本全国でも上位となっている⁸。

長野県の総人口は、2000年の221.5万人をピークに減少が続いており、2022年には202.1万人となっている。総人口が減少する中、長野県の65歳以上の人口は2022年に32.8%となっており、超高齢社会となっている。人口減少の進行に伴い、各産業分野における担い手不足などが懸念されており、地域社会の持続的な発展に向け、活力を維持・向上するための取組が求められている。

⁶ 日本銀行ホームページ <https://www3.boj.or.jp/matsumoto/enkaku/tokutyou.html>

⁷ 長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/tokei/tyousa/sna.html>

⁸ 農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tiho/attach/pdf/todouhuku_gaiyou-20.pdf

(3) 長野県環境政策

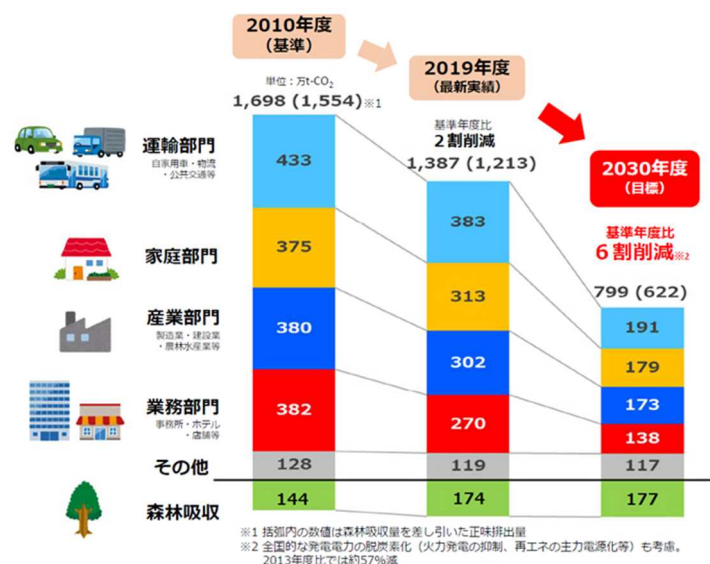
2019 年 6 月、長野県軽井沢町において「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が開催され、気候変動やエネルギー政策に関する議論が行われた。これに先立ち、長野県は「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」を発表し、地域循環共生圏の実現や、都市と地方の連携による持続可能な社会の構築を国際的に発信した。

長野県は、環境政策の指針として「第五次長野県環境基本計画」（2023～2027 年度）を作成している。同計画のなかで「共に育み 未来につなぐ 豊かな自然と確かな暮らし」を基本目標に掲げ、脱炭素、生物多様性、水環境、大気環境、循環型社会など 6 つの分野で施策を展開している。県民や事業者の行動を促すため、各分野に親しみやすい推進標語も設定されるなど、県全体で環境保全への意識を高める取り組みが進められている⁹。

(4) 長野県の地球温暖化対策

近年の地球温暖化の進行により、長野市の年平均気温は過去 100 年間で約 1.3℃上昇している。県内の年平均気温は 21 世紀末までには約 4.6℃上昇する可能性があり、農業、観光、林業など多方面に深刻な影響が及ぶと予測されている。特に 2019 年 10 月の「令和元年東日本台風」では、長野市内の千曲川の堤防が決壊、多くの家屋が浸水するなど、県内各地に甚大な被害がもたらされた。

長野県は、「令和元年東日本台風」を受け、2019 年 12 月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を発出し、「2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」（2050 ゼロカーボン）を決意した。その後、2021 年 6 月には「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2030 年度までに 2010 年度比で森林吸収量を考慮した温室効果ガス正味排出量を 60%削減し、2050 ゼロカーボンを実現することを長期目標として掲げた。また、2023 年 11 月には、目標達成に向けたシナリオとして、施策効果の高い「重点施策」などを示した「長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ」も策定している。



図表 2：長野県 温室効果ガス排出量の目標（長野県ゼロカーボン戦略）¹⁰

⁹ 長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/shisaku/5ji/keikaku.html>

¹⁰ 長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/keikaku/zerocarbon/documents/roadmap202311.pdf>

(5) 本フレームワーク策定の背景

長野県は、2050 ゼロカーボン達成のために、県内の温室効果ガス排出量の約 4 割を占める産業・業務部門における脱炭素化は極めて重要と考えている。

このため、長野県は、「長野県地球温暖化対策条例」に基づき、エネルギー使用量を可視化し、排出量の削減目標等を定める「事業活動温暖化対策計画」の提出を、産業・業務部門の排出量の約 6 割を占める大規模排出事業者に対して義務付けるとともに、提出義務のない中小規模排出事業者についても任意で参加するよう制度の周知を図っている。

長野県内の事業者総数は約 6.7 万であり、そのうち大規模排出事業者数は 310 である。以上より、長野県内の事業者総数のうち、中小規模排出事業者は 99%以上を占める。また、中小規模排出事業者のうち、「事業活動温暖化対策計画」を提出済の事業者数は 1,000 に満たない状況である。以上より、長野県は中小規模排出事業者の脱炭素化を従来以上に促進する必要があると感じている。

図表 3：長野県 事業活動温暖化対策計画書制度 提出義務のある事業者（大規模事業者）の定義¹¹

- ・対象となる事業者・工場等
- 第 12 条 次に掲げる事業者は、規則で定める期間ごとに、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等その他の地球温暖化の防止のための計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。
- （１）基準年度において、県内全ての工場等における原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の事業者
 - （２）基準年度において、県内全ての工場等におけるその他ガスの排出量合計が 3,000t-CO₂ 以上の事業者
 - （３）200 台以上の県内ナンバーの自動車を使用する事業者

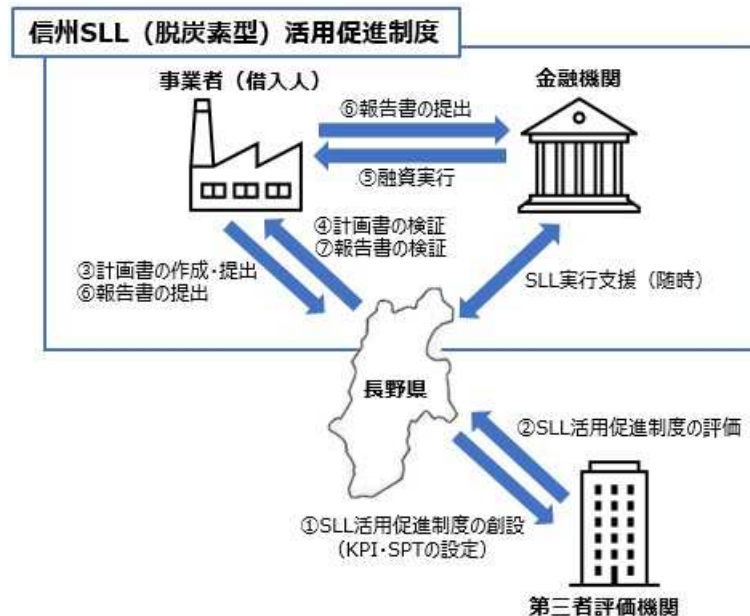
長野県は、事業者の脱炭素化を推進するため、省エネ診断や省エネ診断促進事業補助金等による使用エネルギー及び排出量の可視化支援など、事業者のニーズに応じた支援をこれまで実施してきた。他方、中小規模排出事業者の脱炭素化を促進するためには、脱炭素の取り組みに対するインセンティブを設けることにより、中小規模排出事業者の背中を後押しするような施策が必要であり、その手段の一つとして、本フレームワークの策定に至った。

本フレームワークは、温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価することにより、長野県全体の脱炭素化を図ることを目的としている。また、中小規模排出事業者の事務・コストの効率化に資するとともに、金融機関における脱炭素及びサステナブルファイナンスに係る知見の蓄積、それに伴うエンゲージメント向上も企図している。

¹¹ 長野県地球温暖化対策条例 計画書制度（様式等） <https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

(6) 本フレームワークのスキーム

本フレームワークにおいて、長野県、県内企業、金融機関等の役割は以下のように定められている。



図表 4：長野県 本フレームワークのスキーム図

① 長野県の役割：

長野県内の金融機関が SLL 実行に際し使用可能となるフレームワークを策定。個別の SLL 実行に際しては、第三者として県内企業の温室効果ガス排出量の実績確認、削減計画の確認フォローを行う役割を担う。

② 金融機関：

長野県が策定した本フレームワークに基づき、個別 SLL を実行。本フレームワークを活用する金融機関は、サステナビリティ戦略（または地球温暖化対策計画）のうち、融資先のポートフォリオの脱炭素化を図るための方針、SLL 実施体制、モニタリング方法などを長野県が提示するフォーマットに基づき作成・報告する。

③ 県内企業¹²：

本フレームワークを活用した SLL による借入を希望する企業は、自社の温室効果ガス排出量を、長野県の定める制度に従い、報告を行う。借入後は年に 1 回長野県及び金融機関に①温室効果ガス排出量の算定結果、②計画の策定、③計画の進捗、④温室効果ガス排出量削減目標達成のための具体的な措置を報告する。

¹² 県内企業とは、長野県内に所在する事業所を設置する者とする（但し、長野県地球温暖化対策条例第 12 条第 1 項各号に掲げる事業者には該当する者は除く。）。

2. KPI の選定

(1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

(2) KPI の選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

長野県は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI	長野県内に所在する事業所における事業活動から排出される温室効果ガス排出量の削減
-----	---

なお本フレームワークの対象となる事業者の定義は以下の通りである。「事業活動温暖化対策計画」の提出義務のない「長野県内の中小規模排出事業者」が対象となっている。

図表 5：本フレームワークの対象となる事業者の定義

対象事業者	長野県内に所在する事業所を設置する者 ※長野県地球温暖化対策条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」の提出義務のない事業者に限る。 ※長野県内に本社が所在していない事業者も対象とする。
KPI の算定対象範囲	県内に所在する全ての工場、店舗、事業所等
KPI の算定方法	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく

【KPI の有意義性 長野県における温室効果ガス削減の重要性】

温室効果ガス（GHG）は様々な活動に伴って排出されており、気候変動を緩和するためには国や企業を問わずあらゆる主体が取り組む必要がある。気候変動に関する国際動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分に低く保つとともに（well-below 2℃目標）、1.5℃に抑える努力を追求すること（1.5℃目標）」等が目的として掲げられている。その上で、パリ協定の締約国は、NDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contribution）として GHG 削減目標を 5 年毎に提出・更新する義務を負っている¹³。

上述のパリ協定を踏まえ、世界各国において GHG 削減目標が公表されている。日本政府は、2021 年 4 月に、2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030 年度に 2013 年比で 46%削減することを NDC として表明した¹⁴。そして、2025 年 2 月には、地球温暖化対策

¹³ 環境省ウェブサイト「気候変動の国際交渉 | 関連資料」 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/shiryo.html>

¹⁴ 環境省ウェブサイト「日本の NDC（国が決定する貢献）」 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ndc.html>

計画が閣議決定され、日本の次期 NDC として 2035 年度に 2013 年度比で 60%削減、2040 年度に 73%削減を目指す目標が提出された¹⁵。

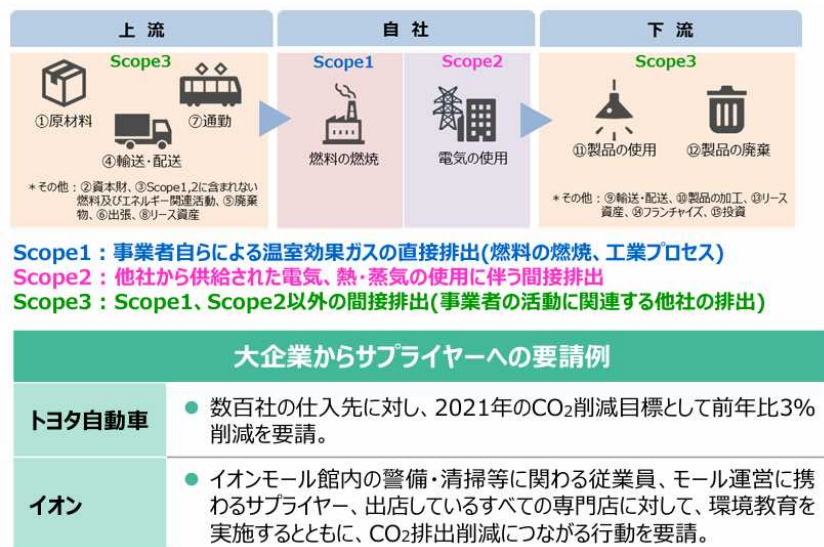
前述した通り、長野県においても気温の上昇等の気候変動の影響が表れてきており、長野県は、2019 年に「気候非常事態宣言」を発出した。その後、上記日本の 2030 年 NDC を踏まえ、2021 年 6 月には「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2030 年度までに 2010 年度比で森林吸収量を考慮した GHG 正味排出量を 60%削減し、2050 年には排出実質ゼロを実現することを長期目標として掲げている。当該目標達成のため、長野県内の GHG 排出量の約 4 割を占める産業・業務部門における脱炭素化は極めて重要と長野県は考えている。

日本における中小企業の総 GHG 排出量は 1.2 億 t~2.5 億 t と試算されているが、日本全体の GHG 排出量のうち 1 割~2 割弱を占めることとなる¹⁶。日本政府の目標を達成するために、中小企業による GHG 排出削減は必要である。前述した通り、長野県も中小規模排出事業者において脱炭素を促進することは重要と考えており、中小規模排出事業者の背中を後押しするような施策の一つとして、本フレームワークの策定に至った。

以上より、長野県において本 KPI は有意義である。

【KPI の有意義性 長野県の中小規模排出事業者における KPI の位置づけ】

現在、サプライチェーン全体での GHG 排出量削減に向けた取り組みも進んでいる。大企業・海外企業は、自社領域（Scope1,2）の GHG 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）の GHG 削減にも取り組んでいる。大企業・海外企業の Scope3 はその取引先の中堅・中小企業にとっての Scope1,2 となる。日本政府や地方自治体の動向、大企業の要請等を鑑み、中堅・中小企業も GHG 削減取り組みを進める必要が徐々に高まりつつある。



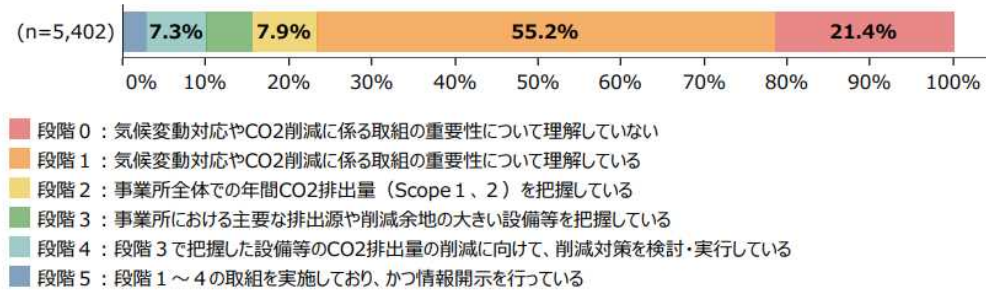
図表 6：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）^{16,15}

¹⁵ 環境省ウェブサイト「地球温暖化対策計画の閣議決定及び日本の次期 NDC（温室効果ガス削減目標）の国連気候変動枠組条約事務局への提出について」https://www.env.go.jp/press/press_04467.html

¹⁶ 環境省温室効果ガス排出削減等指針「温室効果ガス排出削減等指針に沿った取組のすすめ～中小事業者版～」<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/pdf/SMEs.pdf>

一方、中小企業の多くは、脱炭素やカーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響はあ
ると感じつつも、具体的な方策を検討するまでには至っていない¹⁷。GHG 排出量を把握できている
中小企業は 10～20%程度と言われており^{18,19}、中小企業にとって GHG 排出量の算定、及びそれに伴
う具体的な方策や目標の検討が課題となっている。

2023年（現在）



資料：（株）帝国データバンク「中小企業が直面する外部環境の変化に関する調査」

図表 7：中小企業の脱炭素化の取組状況 ^{18,19}

以上より、長野県内の中小規模排出事業者にとって本 KPI は戦略的意義がある。

なお、パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT（Science Based Targets）が国際的に認知されている。SBT において、大企業は Scope1,2 の削減目標（年率 4.2%以上）、Scope3 の削減目標（年率 2.5%以上）の両方の設定が求められている一方、中小企業は削減対象範囲が Scope1,2 のみとするといった緩和措置がなされている。これは、多くの中小企業に GHG 排出削減目標を設定するためのスキルや能力が不足していることを踏まえた措置である。本 KPI は、Scope1,2 を対象とし、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）を対象としないが、中小規模排出事業者の現状や SBT の要件を鑑み、有意義である。

【一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）】

本 KPI は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて算定される。本 KPI は日本政府が定めたルールに則って算定されることから、一貫した方法論に基づく定量化が実施されるとともに外部からの検証が可能である。

以上より、本フレームワークの KPI に係る有意義性について、JCR は確認した。

¹⁷ 経済産業省 環境経済室 中小企業のカーボンニュートラル施策について（令和 4 年 7 月）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/02.pdf

¹⁸ 中小企業庁 2024 年版中小企業白書 https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/chusho/b1_4_5.html

¹⁹ フォーバル GDX リサーチ研究所調べ <https://gdx-research.com/news/report-news/936/>

3. SPT の測定

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにはあらかじめ定められた時間軸(目標年度等)に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

(2) SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

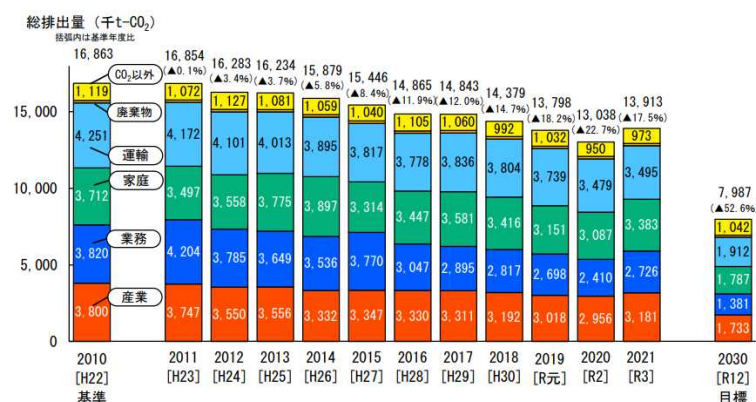
長野県は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

SPT	① 長野県地球温暖化対策条例第 12 条第 4 項の規定による事業活動温暖化対策計画を提出すること。但し、長野県地球温暖化対策条例施行規則第 4 条第 1 項に規定する特定期間にかかわらず、事業活動温暖化対策計画書制度において初めて当該計画書を提出した場合に限る。
	② 温室効果ガス排出量の削減率が年平均 5 % 以上を達成すること。

i 過年度実績との比較 (BAU を超える野心的なものか)

長野県の企業数は約 6.7 万であり、そのうち中小規模排出事業者は 99% 以上を占める。また、中小規模排出事業者のうち「事業活動温暖化対策計画」を提出済の事業者数は 1,000 に満たない状況である。以上より、長野県の中小規模排出事業者にとって「事業活動温暖化対策計画を提出すること」が求められる本 SPT①は、長野県の中小規模排出事業者の過去実績を鑑みると高い目標である。

本 SPT②に関して、長野県の温室効果ガス (GHG) 排出量の過年度実績は 2011 年度から 2021 年度の 10 年間で 16,854 千 t から 13,913 千 t まで 2,941 千 t の削減しており、約 1.7%/年削減を達成している。本 SPT②で求められる年平均 5% 以上削減は、過年度実績と比較すると高い目標である。



図表 8：長野県の温室効果ガス排出量の推移²⁰

²⁰ 長野県ゼロカーボン戦略 2023 年度成果報告書 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/shingikai/documents/250530siryos3-2.pdf>

ii ベンチマーク（科学的根拠・日本政府の目標）との比較、他社の取組状況との比較

SPT①に関して、前述した通り、そもそも中小企業の多くは脱炭素の取り組みについて自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも具体的な方策を検討するまでには至っていない。GHG 排出量を把握できている中小企業は前述の通り 10～20%程度と言われており^{21,22}、GHG 排出量の見える化及びその削減計画の立案は中小企業にとって現時点では難易度が高い。従って、長野県の中小規模排出事業者にとって「事業活動温暖化対策計画を提出すること」が求められる本 SPT①は、類似の規模である他社取組状況と比較すると、相対的に難易度が高い目標である。

SPT②に関して、科学的な GHG 排出削減目標を定めた SBT において中小企業向け SBT の認定を取得するには年率 4.2%以上の削減にコミットすることが求められる。ベンチマークである日本政府の目標は、2030 年度に 2013 年比で 46%削減することを掲げており、年率 2.7%の削減に相当する。また、2035 年度に 2013 年度比で 60%削減、2040 年度に 73%削減を目指す目標を掲げているが、両目標ともに年率 2.7%の削減に相当する。SPT②は、日本政府の 2030 年目標、2035 年目標、及び 2040 年目標と比較して、高い水準である。

以上より、SPT②として設定された年平均 5%以上の削減は、科学的根拠となる SBT やベンチマークとなる日本政府の目標より相対的に高い目標である。

SPT②に関する他社の取組状況について、削減水準がやや低いに近い中小企業 SBT の認定状況を参照すると、日本企業による中小企業の SBT 取得実績について 2025 年 1 月 31 日時点で 1,165 社となっている²³。一方、日本における中小企業数は約 336.5 万社²⁴であり、SBT 認定を取得している中小企業は非常に少ない。長野県が SPT②として設定した年平均 5%以上の削減は、他企業の SBT 認定の取得状況を鑑みると、相対的に難易度が高い目標である。

²¹ 中小企業庁 2024 年版中小企業白書 https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2024/chusho/b1_4_5.html

²² フォーバル GDX リサーチ研究所調べ <https://gdx-research.com/news/report-news/936/>

²³ グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「排出量削減目標の設定」
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html

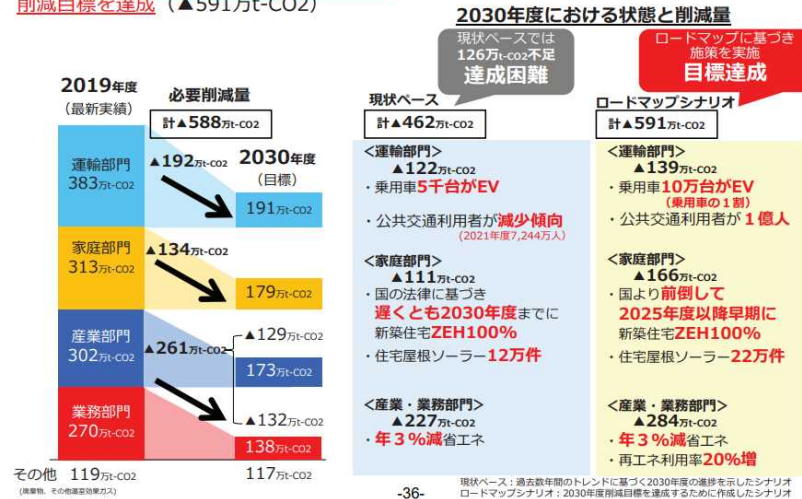
²⁴ 中小企業庁 中小企業・小規模事業者の数（2021 年 6 月時点）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html

iii SPT 達成に向けた計画・取り組み

長野県は、GHG の削減に向けて、2030 年度までの必要削減量を試算するとともに、ロードマップシナリオを作成している。

2030年度までの必要削減量▲588万t-CO₂に対し、現状ベースの進捗では目標達成は困難（▲462万t-CO₂）

ロードマップシナリオは大きなチャレンジとなるが、施策を着実に進めることで、削減目標を達成（▲591万t-CO₂）



図表 9：長野県 温室効果ガス排出量の削減効果の定量化（試算）²⁵

そのうえで、長野県は 2030 年度削減目標の実現に向けて部門ごとに「2030 年度に目指す状態」や「県の重点施策」を定めており、本 SPT の主な対象となる「産業・業務部門」においても施策等が明記されている。

2030年度に目指す状態	県民・事業者等の皆さまに重点的に取り組んでほしいこと	県の重点施策
運輸部門 ・乗用車 現状2千台のEVを10万台へ ・公共交通利用者 現状7,244万人を1億人へ	・一家に1台はEVを！会社の車もEVに更新を（乗用車の新車販売6万台に1台をEVに更新） 更新する際はエネルギー効率が高いEVを選択 車種や用途により困難な場合はハイブリッド車を選択 EV目標10万台/乗用車ストック138万台 ・マイカー通勤・通学の10人に1人は公共交通利用に！ バス停・駅から徒歩圏内の人は公共交通を積極利用 公共交通利用者（実数）の増加目標6万人/マイカー利用者72万人	・EVの安心・快適使用に向けた公共用急速充電器の整備促進 ・通勤・通学時の公共交通利用拡大を目指した交通DXの推進による利便性向上
家庭部門 ・新築住宅ZEH率 現状3割を、国より前倒して2025年度以降早期に100%へ ※推計値 ・住宅屋根ソーラー 現状9万件を22万件へ	・環境・家計・身体にやさしいZEH基準以上の省エネ住宅を新築！ 国のZEH義務化に先駆けて、高断熱・高気密の省エネ住宅を新築 新築ZEH率目標100%/現状3割(推計値) ・住宅屋根の3割（22万件/63万件）に太陽光パネル設置！ 自宅に太陽光パネルを設置し、電気代を節約・災害にも強い住宅に	・新築における信州健康ゼロエネ住宅普及によるZEH率向上と、ZEH義務化の検討 ・初期費用ゼロ円モデルの構築等により「信州屋根ソーラー標準化プロジェクト」を推進
産業・業務部門 ・年3%減の省エネを継続 ・再エネ利用率 現状3%から23%へ	・年3%の継続的な省エネと、再エネ利用の大幅拡大（再エネ電力利用率3%→23%）による温室効果ガス削減で「選ばれ続ける」事業者へ ・使用エネルギーの把握や、省エネ設備への計画的な更新等を通じて、収益改善にも資する省エネを推進 ・再エネ設備導入による電力の自家消費や、グリーン電気購入等を通じて、使用エネルギーの再エネ化と企業価値の向上を推進	・事業活動温暖化対策計画書制度・使用エネルギーの可視化支援・融資制度による省エネ促進、再エネ導入支援等により、事業者の脱炭素化の取組を後押し

図表 10：長野県 温室効果ガス排出量の 2030 年度削減目標の実現に向けて^{25,24}

²⁵ 長野県ゼロカーボン戦略ロードマップ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/keikaku/zerocarbon/documents/roadmap202311.pdf>

長野県は、GHG 削減の前段階である SPT①についても支援を行っている。例えば、長野県工業技術総合センターを通じて、県内事業者の GHG 排出量の可視化と削減の取り組みを支援するため、「カーボン排出量可視化・削減支援事業」を行っている。無料サービスとして「算定説明会」や「相談会・個別相談」を実施するとともに、有料サービスの「GHG 排出量の削減支援」として、必要に応じて現場測定を行い、データを分析し、現状に合った改善策（省エネ、省資源、製品改良 等）を提案しつつ、改善結果の検証も行っている²⁶。

長野県は、これまで任意事業者として位置づけられていた中小規模排出事業者の実態把握が十分ではないことについても課題意識を持っており、本フレームワークの仕組み等に基づき県内金融機関と協力して中小規模排出事業者の実態把握を進める予定である。

以上より、本フレームワークの SPT は長野県及び長野県内の中小規模排出事業者にとって野心的であること、及び本 SPT 達成に向けた計画が立案されていることを JCR は確認した。

²⁶ 長野県工業技術総合センター ホームページ
<https://www.gitc.pref.nagano.lg.jp/cms/jutenjigyo/carbon.html#:~:text=%E6%A6%82%E8%A6%81,%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%82%92%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>

(3) JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックのうち、「気候の安定性」のみにインパクトがもたらされる。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷		児童労働		
		データプライバシー	自然災害				
	健康および安全性						
	資源とサービスの入手可 能性、アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食料		エネルギー		住居
		健康と衛生	教育		移動手段		情報
		コネクティビティ	文化と伝統		ファイナンス		
	生計	雇用		賃金		社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等		年齢差別		その他の社会的弱者
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配			市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性			零細・中小企業の繁栄		
	インフラ						
	経済収束						
自然 環境	気候の安定性						
	生物多様性と 生態系	水域	大気			土壌	
		生物種	生息地				
	サーキュラリティ	資源強度			廃棄物		

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

長野県は、2050 ゼロカーボン達成のために、県内の GHG 排出量の約 4 割を占める産業・業務部門における脱炭素化は極めて重要と考えている。

長野県の GHG 排出量は 2011 年度から 2021 年度の 10 年間で 16,854 千 t から 13,913 千 t まで 2,941 千 t の削減を実施達成している。県内の GHG 排出量の約 4 割を占める産業・業務部門において年率 5% の削減が達成された場合、約 280 千 tCO₂/年の削減効果が期待される。

長野県の取組により金融機関の SLL が活発化し、本フレームワークの枠組み以外でも脱炭素の取組を SPT とした SLL が組成されるなどの波及効果や、他の都道府県で類似スキームが展開される可能性を含め、大きなインパクトをもたらすものと期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり借入人である長野県内の中小規模排出事業者が脱炭素経営・GHG 削減に取り組むことを支援するものである。企業競争力の観点からも中小規模排出事業者にとって GHG 削減の取り組みは重要であり、中小規模排出事業者の生産性向上や競争力強化に繋がることを期待される。

SPT の達成により、長野県全体の GHG 削減に貢献することが期待されることから、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

長野県は、本フレームワークの SPT 達成に向け、補助金等の公的資金が活用されるよう様々な制度を整えている。

本フレームワークを通じたファイナンスとともに、公的資金によるバックアップが今後も実施されることにより、長野県全体の GHG 削減が進むことが期待される。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

4. 借入金の特性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

(2) 借入金の特性の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利を変化する取り決めとなる予定であること、及び KPI の定義や SPT の設定についても契約書類に記載される予定であること等を確認した。また、本フレームワークを活用して金融機関と中小規模排出事業者で SLL が実行された場合、金融機関より長野県に対し、借入金の特性（SPT の設定状況等）が報告される予定である。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である旨についても、契約書類で定められる予定である。

以上より、本フレームワークで定められた借入金の特性について、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

5. レポーティング・検証

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

(2) レポーティング・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、最終判定日が到来するまで年次で、長野県に対して KPI の実績等として、以下に記載の項目について「事業活動温暖化対策実施報告書」に記載したうえで報告を行うこととなっている。

- ・事業活動温暖化対策計画書の進捗（含む GHG 排出量実績）
または実行した削減計画の結果内容

長野県は当該報告を受理する際に、長野県における事業活動温暖化対策計画書制度支援等業務を所管する機関を選定し、当該機関が SLL から独立した第三者として KPI の実績（GHG 排出量の実績）のチェックを行う予定である。当該機関は、GHG に関する専門性を有しており、SLL の融資構造（金融機関と借入人）から独立した第三者に位置づけられる。

借入人から長野県へ報告される KPI の年次実績について、当該機関によるチェックが完了したのち、長野県より貸付人に対し「当該機関の確認・チェックが完了したことがわかる資料」が提出される。あわせて、KPI の年次実績について長野県のホームページ等で公表される。

以上より、本フレームワークに基づき SLL を実行する借入人は、貸付人である金融機関に対し、KPI の年次実績等のレポーティングを実施する取り決めとなっていることを JCR は確認した。また、借入人の KPI の実績について第三者機関による検証が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、本フレームワークで定められたレポーティングについて SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・後藤 遥菜

本評価に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ 認定検証機関）
- ・ICMA（国際資本市場協会）としてオブザーバー登録） ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル